

小規模保育・事業所内保育事業（保育認定）加算点検表

前年度（令和7年度）の加算認定状況と要件の充足状況について結果を回答してください。

加算	認定	点検事項	点検結果	
			適	否
障害児保育加算		障害児を受け入れる事業所において、当該障害児に係る保育従事者の配置基準を障害児2人につき1人配置しているか。	☐	☐
		（ア）1歳児配置改善加算の適用がない場合 <算式> {1、2歳児数（障害児を除く）×1/6（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {乳児数（同）×1/3（同）} + {障害児数×1/2（同）} + 1 = 配置基準上保育士・保育従事者数（小数点以下四捨五入）	☐	☐
		（イ）1歳児配置改善加算の適用がある場合 <算式> {2歳児数（障害児を除く）×1/6（小数点第1位まで計算（小数点第2位以下切り捨て））} + {1歳児数（障害児を除く）×1/5（同）} + {乳児数（同）×1/3（同）} + {障害児数×1/2（同）} + 1 = 配置基準上保育士・保育従事者数（小数点以下四捨五入）	☐	☐
		※市町村が認める障害児とし、身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。医師による診断書や巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認して差し支えない。		
1歳児配置改善加算		配置基準上の必要保育教諭等数を満たした上で、1歳児の保育士配置基準は5人につき1人配置しているか。	☐	☐
		1 処遇改善等加算の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得しているか。	☐	☐
		2 業務においてICTの活用を進めており、以下の（1）及び（2）～（4）のいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用しているか。 （1）園児の登園及び降園の管理に関する機能 （2）保育に係る計画・記録に関する機能 ※ 職員間で情報の共有や更新を行うことができる機能を有すること。 （3）保護者との連絡に関する機能 ※ 個別メール・アプリにより保護者との連絡を行っている場合を除く。 （4）キャッシュレス決済に関する機能	☐	☐
		3 職員1人当たりの平均経験年数が10年以上であるか。	☐	☐
休日保育加算		市内対象施設なし（令和7年度）	—	—
夜間保育加算		市内対象施設なし（令和7年度）	—	—
減価償却費加算		次の（1）～（4）の全ての要件に該当しているか。	☐	☐
		（1）小規模保育事業又は事業所内保育事業の用に供する建物が自己所有であるか。 ※事業所の一部が賃貸物件の場合は、自己所有の建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。	☐	☐
		（2）建物を整備・改修又は取得する際に、建設資金又は購入資金が発生しているか。	☐	☐
		（3）建物の整備・改修に当たって、施設整備費又は改修費等（以下「施設整備費等」という。）の国庫補助金の交付を受けていないか。	☐	☐
賃借料加算		（4）賃借料加算の対象となっていないか。	☐	☐
		次の（1）～（4）の全ての要件に該当しているか。	☐	☐
		（1）小規模保育事業又は事業所内保育事業の用に供する建物が賃貸物件であるか。 ※事業所の一部が賃貸物件の場合は、賃貸による建物の延べ面積が事業所全体の延べ面積の50%以上であること。	☐	☐
		（2）（1）の賃貸物件に対する賃借料が発生しているか。	☐	☐
冷暖房費加算		（3）賃借料の国庫補助を受けた施設であり、当該補助に係る残額（使い残し）がないか。	☐	☐
		（4）減価償却費加算の対象となっていないか。	☐	☐
		全ての施設に加算	—	—
		対象外	—	—
除雪費加算		対象外	—	—
降灰除去費加算		対象外	—	—

加算	認定	点検事項	点検結果	
			適	否
施設機能強化推進費加算		事業所における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導体制を充実する等の事業所の総合的な防災対策を図る取組を行っているか。	☐	☐
		総合的な防災対策を図る取組は、地域住民等への防災支援協力体制の整備及び合同避難訓練等の実施や、職員等への防災教育、訓練の実施及び避難具の整備を促進するものであるか。	☐	☐
		総合的な防災対策を図る取組に必要な経費の総額は、概ね16万円以上であるか。	☐	☐
		次の①～⑤の事業等のうち、2つ以上実施しているか。	☐	☐
		①延長保育事業 ②一時預かり事業（一般型） ③病児保育事業 ④乳児が3人以上利用している施設 （4月～11月までの各月初日を平均して乳児が3人以上利用していること。） また、乳児の利用定員が3人以上あり、かつ、乳児保育を実施する職員体制を維持し、地域の親子が交流する場の提供や子育てに関する相談会を月2回以上開催している場合、前年度に要件を満たしていた場合については、乳児3人以上の利用の要件を満たしたものと取り扱う。 ⑤障害児（軽度障害児を含む。）が1人以上利用している施設 （4月～11月までの間に1人以上の障害児の利用があること。）	☐	☐
栄養管理加算		食事の提供に当たり、栄養士等を活用して、栄養士等から献立やアレルギーアトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受けているか。 ※栄養士等の活用に当たっては、雇用形態を問わず、嘱託する場合や、調理員として栄養士等を雇用している場合も対象となる。	☐	☐
第三者評価受審加算		「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」等に沿って、第三者評価を適切に実施することが可能であると市町村が認める第三者機関による評価（行政が委託等により民間機関に行われるものを含む。）を受審し、その結果をホームページ等により広く公表しているか。 ※申請書類は12月末までに提出すること。 ※第三者評価の受審は5年に一度で、加算適用年度から5年度間は再度の加算適用はできない。	☐	☐
処遇改善等加算区分1		区分3の適用を受けているか。	☐	☐
		区分3の適用を受けていない場合は、下記に回答下さい。	—	—
		（1）次のア及びイの要件に掲げる要件の全てに適合し、それらの内容について就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員に周知していること。	☐	☐
		ア 職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件を定めていること。	☐	☐
		イ アに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めていること。	☐	☐
		（2）職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標並びに次のア及びイに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修（通常業務中に行うものを除き、教育に係る長期休業期間に行うものを含む。以下同じ。）の実施又は研修の機会を確保し、それを全ての職員に周知していること。	☐	☐
		ア 資質向上の計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、そのフィードバックを行うこと。	☐	☐
		イ 幼稚園教諭免許状・保育士資格等を取得しようとする者がいる場合は、資格取得のための支援（例えば、研修受講のための勤務シフトの調整や休暇の付与、交通費、受講料等の費用負担の援助等）を実施すること。	☐	☐
処遇改善等加算区分2		加算当年度の賃金改善実施期間において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。	☐	☐
		（1）区分2と区分3のそれぞれにおいて、「加算による改善等見込総額」が「加算見込額」を下回っていないこと。また、加算当年度の翌年度において、加算による改善等実績総額が加算額を下回った場合は、その全額を速やかに職員の賃金（退職金（※1）及び法人の役員等としての報酬、法定福利費等の事業主負担分を除く。以下同じ。）と加算による改善に伴う定福利費等の事業主負担分として支払うこと（※2）。 ※1退職者に対して第1の1の目的と関連なく適用される賃金の項目やその増額については、その名目にかかわらず、処遇改善等加算の賃金の改善に要した費用に含めることができない。 ※2加算額には職員の賃金の改善に伴う法定福利費等の事業主負担分が含まれていることから、加算額との比較に当たっては、実際に支払った職員の賃金の改善に併せて増加する法定福利費等の事業主負担分も含めることができる。	☐	☐
		（2）区分2と区分3を併せた加算による改善見込額は、1/2以上を基本給・決まって毎月支払われる手当により改善すること。	☐	☐
		（3）加算当年度の途中において国家公務員の給与改定に伴う増額改定が生じた場合は、それに応じた賃金の追加的な支払を行うものとする。	☐	☐

加算	認定	点検事項	点検結果	
			適	否
		(4) 「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」が「②基準年度における加算額等の影響を除いた支払賃金総額」を下回っていないこと。また、加算当年度の翌年度において、①が②を下回った場合は、その全額を速やかに職員の賃金として支払うこと。 なお、①が②を下回った場合において、以下に掲げる必要事項を記載した特別な事情に係る届出をした場合には、要件を満たすものとする事ができる。 (必要事項) ・事業の継続を図るために、職員の賃金を引き下げる必要がある状況 ・賃金水準の引き下げの内容 ・経営及び賃金水準の改善の見込み ・賃金水準を引き下げることに付いて、適切に労使の合意を得ていること等 (留意点) ※ 施設・事業所全体の超過勤務手当が基準年度と比べて増加(減少)している場合は、超過勤務手当の差額を「①加算当年度の加算による改善額等の影響を除いた賃金見込総額」から差し引く(加える)調整をしても差し支えない。	□	□
		(5) 賃金改善の具体的な内容を職員に周知していること。	□	□
処遇改善等加算区分3		加算当年度の賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を全て満たすこと。	□	□
		(1) 次に掲げる職員(以下、「研修修了者」という。)が少なくとも合計1人以上いること。	□	□
		i 副主任保育士等(次に掲げる要件をすべて満たす職員をいう。)	□	□
		a 副主任保育士・専門リーダー(保育所、地域型保育事業所及び認定こども園)若しくは中核リーダー・専門リーダー(幼稚園及び認定こども園)又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。	□	□
		b 概ね7年以上の経験年数を有するとともに、別に定める研修※を終了していること。	□	□
		ii 職務分野別リーダー等(次に掲げる要件をすべて満たす職員をいう。)	□	□
		a 職務分野別リーダー若しくは若手リーダー又はこれらに相当する職位の発令や職務命令を受けていること。	□	□
		b 概ね3年以上の経験年数を有するとともに、「乳児保育」「幼児教育」「障害児保育」「食育・アレルギー」「保健衛生・安全対策」「保護者支援・子育て支援」のいずれかの分野を担当するとともに、別に定める研修※を終了していること。	□	□
		iii 園長又は主任保育士、副園長、教頭、主幹教諭、主幹保育教諭等であって、副主任保育士・中核リーダー・専門リーダーを対象とした別に定める研修※を終了している者	□	□
		(2) 次に掲げる加算の区分に定める職員に対し賃金の改善を行い、かつ、職員の職位、職責又は職務内容等に応じた勤務条件等の要件及びこれに応じた賃金体系を定めて就業規則等の書面で整備し、全ての職員に周知していること。	□	□
		i 区分3-① 副主任保育士等	□	□
		ii 区分3-② 職務分野別リーダー等	□	□
		(3) 個別の職員に対する賃金の改善額は、次に掲げる職員の区分に応じそれぞれに定める要件を満たすこと。	□	□
		区分3-① 副主任保育士等 月額4万円を超えないものとする。	□	□
		区分3-② 職務分野別リーダー等 原則として月額5千円。ただし、副主任保育士等の改善額のうち最も低い額を上回らない範囲において、月額5千円以上4万円未満とすることができる。	□	□
		※別に定める研修については、「長崎県における処遇改善等加算(区分3)に係る研修終了要件取扱要領」を参照下さい。	—	—

参 考 (加減調整部分の新たな追加について)	・安全計画の策定をしていない場合は、令和8年7月(予定)から減額対象となります。 ・経営情報等の報告を行っていない場合は、令和8年7月(予定)から減額対象となります。 ・乳児等通園支援事業は、令和8年度から加算対象となります。 ・保育ICT推進を行っている場合は、令和8年度末(予定)に加算対象となります。
---------------------------	--

なお、詳細については、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(令和5年5月19日付こ成保38号 令和8年4月8日改正)を参照下さい。

施設名 _____

キャリアアップ研修受講歴一覧

No.	職種	職位・役職	区分3の対象 への該当	氏 名	専門分野別研修						修了した 専門分野別 研修数	マナジメント 研修	その他の 研修
					①乳児保育	②幼児教育	③障害児 保育	④食育・アレル ギ-対応	⑤保健衛生 ・安全対策	⑥保護者支援 ・子育て支援			
1											0		
2											0		
3											0		
4											0		
5											0		
6											0		
7											0		
8											0		
9											0		
10											0		
11											0		
12											0		
13											0		
14											0		
15											0		
16											0		
17											0		
18											0		
19											0		
20											0		